

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
料金表 通則 (略)		料金表 通則 (略)	
第 1 表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）		第 1 表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）	
第 1 類 基本料金		第 1 類 基本料金	
第 1 第 1 種サービスに関するもの		第 1 第 1 種サービスに関するもの	
1 適用		1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～ (略) (6)	(略)	(1) ～ (略) (6)	(略)
(7) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用	ア 1 の第 1 種契約（メニュー 1 に係るものに限ります。）において、次に該当する付加機能から 3 以上を同時に利用している場合は、2－3（付加機能使用料）の規定にかかわらず、その適用される付加機能使用料のうち、その料金額（月額）が大きい順（その料金額が同じ場合は、当社が指定した順とします。）の上位 3 順位までの付加機能使用料の合計額に代えて、月額 800 円(税込価格 880 円)を適用します。 （ア）通信中着信機能 （イ）着信転送機能（複数の契約者回線番号又は追加番号において利用している場合は、着信転送機能を利用する契約者回線番号及び追加番号の数を、着信転送機能を利用している数とします。） （ウ）発信電話番号受信機能の基本機能（(6)欄に規定する発信電話番号受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例を受けていないものに限ります。） （エ）発信電話番号通知要請機能（(6)欄に規定する発信電話番号受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例を受けていないものに限ります。） （オ）同時通信機能 イ 当社は、アの規定の適用後における付加機能使用料について、料金返還その他の場合において 1 の付加機能に係る付加機能使用料を確定する必要があるときは、その付加機能使用料を次の算式により算定します。	(7) 削除	削除

新旧対照

旧				新	
	$\frac{\text{1の付加機能に係る付加機能使用料}}{\text{アの規定の適用後の付加機能使用料}} = \frac{\text{アの規定の適用前のその付加機能使用料}}{\text{アの規定の適用前の付加機能使用料}} \times \frac{\text{その付加機能の利用日数}}{\text{アの規定の適用となる付加機能の利用日数}}$				
(8)	(略)	(略)		(8)	(略)
(9)	(略)	(略)		(9)	(略)

- 2 料金額
2-1 (略)
2-2 (略)
2-3 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額 (月額)
(略)	(略)	(略)	(略)
同時通信機能 (複数チャンネル)	1の契約者回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能	追加する1のチャンネルごとに	200円 (税込価格 220円)
	備考	利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。	
(略)	(略)	(略)	(略)

- 2 料金額
2-1 (略)
2-2 (略)
2-3 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額 (月額)
(略)	(略)	(略)	(略)
同時通信機能 (複数チャンネル)	1の契約者回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能	追加する1のチャンネルごとに	400円 (税込価格 440円)
	備考	利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。	
(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照

旧		新	
第2 第2種サービスに関するもの 1 適用		第2 第2種サービスに関するもの 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～ (略)	(略)	(1) ～ (略)	(略)
(2)の2		(2)の2	
(3) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用	ア 1の第2種契約（メニュー1-1に係るものに限り。）において、次に該当する付加機能から3以上を同時に利用している場合は、2-2（付加機能使用料）の規定にかかわらず、その適用される付加機能使用料のうち、その料金額（月額）が大きい順（その料金額が同じ場合は、当社が指定した順とします。）の上位3順位までの付加機能使用料の合計額に代えて、月額 800 円(税込価格 880 円)を適用します。 （ア）通信中着信機能 （イ）着信転送機能（複数の契約者回線番号又は追加番号において利用している場合は、着信転送機能を利用する契約者回線番号及び追加番号の数を、着信転送機能を利用している数とします。） （ウ）発信電話番号受信機能の基本機能（(2)の2欄に規定する発信電話番号受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例を受けていないものに限り。） （エ）発信電話番号通知要請機能（(2)の2欄に規定する発信電話番号受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例を受けていないものに限り。） （オ）同時通信機能 イ 当社は、アの規定の適用後における付加機能使用料について、料金返還その他の場合において1の付加機能に係る付加機能使用料を確定する必要があるときは、その付加機能使用料を次の算式により算定します。 $\frac{\text{1の付加機能に係る付加機能使用料}}{\text{アの規定の適用後の付加機能使用料}} = \frac{\text{アの規定の適用前の付加機能使用料}}{\text{アの規定の適用前の付加機能使用料}} \times \frac{\text{その付加機能の利用日数}}{\text{アの規定の適用となる付加機能の利用日数}}$	(3) 削除	削除

新旧対照

旧

(4)	(略)	(略)		
(5)	(略)	(略)		

2 料金額

2-1 (略)

2-2 付加機能利用料

区 分			単 位	料金額 (月額)
(略)	(略)		(略)	(略)
同時通信機能 (複数チャンネル)	1の回線収容部又は1の利用回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能		メニュー1に係るもの	追加する1のチャンネルごとに 200円 (税込価格 220円)
			メニュー2に係るもの	追加する1のチャンネルごとに 400円 (税込価格 440円)
			メニュー3に係るもの	追加する1のチャンネルごとに 600円 (税込価格 660円)
	備考	1 (略)		
		2 (略)		
(略)	(略)		(略)	(略)

新

(4)	(略)	(略)		
(5)	(略)	(略)		

2 料金額

2-1 (略)

2-2 付加機能利用料

区 分			単 位	料金額 (月額)
(略)	(略)		(略)	(略)
同時通信機能 (複数チャンネル)	1の回線収容部又は1の利用回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能		メニュー1に係るもの	追加する1のチャンネルごとに 400円 (税込価格 440円)
			メニュー2に係るもの	追加する1のチャンネルごとに 400円 (税込価格 440円)
			メニュー3に係るもの	追加する1のチャンネルごとに 600円 (税込価格 660円)
	備考	1 (略)		
		2 (略)		
(略)	(略)		(略)	(略)

附 則 (令和7年3月28日東経営第000200000542号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。
(サービスの終了)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により適用している複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用を終了することとします。
(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。